

日本航空株式会社

代表取締役社長 植木 義晴殿

要請書

東京地裁が8月28日、管財人の行った不当労働行為を断罪する判決を下しました。165名の整理解雇が違法な手続き下で進められたことが明らかとなりました。

日本航空経営として、本判決を真摯に受け止め、控訴を行わず、都労委の命令に従うとともに、不当解雇を撤回し、解雇された165名を職場復帰させるよう、強く要請します。

---

国鉄労働組合東海本部

執行委員長 杉本洋一

